

災害に強いまちづくりに向けた取り組み

災害リスクに備えた住まいと暮らしを支援します

近年、想定を上回る大雨により、洪水や内水氾濫、がけ崩れなどの災害が発生しています。本市では、災害リスクの回避・低減を図り、災害に強いまちづくりを実現していくため、以下の支援を行っています。

名称	雨水浸透ます設置補助金	止水板設置補助金	・居住誘導促進事業 ・土砂災害危険住宅移転促進事業 ・がけ地近接等危険住宅移転事業	まちなか再生プロジェクト
補助内容	新築、購入した住宅や現在お住まいの住宅に雨水浸透ますを設置する際の一部補助 ※雨水浸透ます：側溝等の水位上昇を抑えるため、屋根等からの雨水をゆっくと地中に浸透させる設備。  (河川課 ☎096-328-2571)	戸建住宅・マンション・店舗・事務所等に止水板を設置する際の一部補助 ※止水板：道路等からあふれた雨水が建物内部に浸入するのを防ぐ設備。  (河川課 ☎096-328-2571)	土砂災害特別警戒区域(通称：土砂レッドゾーン)等に存する住宅の移転に係る費用の一部補助  (都市安全課 ☎096-328-2926)	新築建物の1階に「にぎわい施設」を設けることを要件に、解体から建て替えに係る費用を一部補助 ※水害時でも建物の機能が確保されるよう、電気施設等の浸水対策を図ることが条件の一つ。  (都市デザイン課 ☎096-328-2508)
イメージ	 雨水浸透ます	 止水板	 警戒区域(イエローゾーン) 特別警戒区域(レッドゾーン) 警戒区域(イエローゾーン)	 ビルの老朽化 解体し、建て替え 敷地の統合(防災機能強化) にぎわい施設の充実

盛土等を行う際は許可・届出が必要です!

令和7年4月1日に市全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しました。土地の用途にかかわらず、一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積については市の許可または届出が必要です。詳しくは、市ホームページへ。

市ホームページ



盛土等の異常をお知らせください!

市公式LINE上の「市民通報」メニューで「盛土等の異常」に関する情報を通報できます。LINEアプリの位置情報機能を利用するため、発見場所の住所を入力することなく簡単に通報が可能です。盛土等の異常を発見された際は、協力をお願いします。

市ホームページ



(都市安全課 ☎096-328-2926)

防災指針について【第3次熊本市都市マスタープラン】

住宅や日常生活に必要な施設を誘導する区域等を示した「熊本市立地適正化計画」を策定し、地域の災害リスクや防災の視点を取り入れたまちづくりの取り組み方針等を「防災指針」としてとりまとめています。

お住まいの地域の災害リスクを確認し、今後とるべき行動や取り組みの検討に活用ください。

詳しくは、市ホームページへ。

市ホームページ

※令和8年度から「立地適正化計画」は「都市マスタープラン」と一本化しました。



(都市政策課 ☎096-328-2502)

災害時のごみの出し方について

これから梅雨や台風が発生しやすい季節を迎えます。万が一災害が起きた場合、大量の災害ごみが発生します。生活環境の悪化を防ぎ、災害ごみを迅速に処理するため、災害時のごみ出しルールを事前に確認し、正しいごみ出しに協力をお願いします。

災害ごみ(災害により発生したごみ)の出し方

1. 分別方法

「燃えるもの」と「燃えないもの」に分けて、それぞれ45リットルまでの透明ごみ袋に入れてください。

分別されていないと、その後の処理に支障があるので、必ず分別をお願いします。



2. 災害ごみを出す場所

悪臭や火災などの原因になるほか、ごみが道をふさぐなど復旧の妨げになりますので、公園や空き地などに災害ごみを出さないでください。

普段お使いのごみステーションに通常ごみと分けて出してください。

※災害の発生状況(種類や規模)などによっては、特別な対応を実施することがあります。

※事業所の災害ごみはごみステーションには出せませんが、市の処理施設へ持ち込めるものもあります。詳しくは、事業ごみ対策課(☎096-328-2362)へ。



3. ごみ処理手数料の減免

災害ごみを自身で市の処理施設へ直接持ち込む場合、**処理手数料の減免(免除)**が受けられます(事前の申請が必要)。燃えるもの・燃えないものに分け、それぞれの施設へ持ち込みください。

「燃えるもの」の持込先

東部環境工場	東区戸島町2570	096-380-8211
西部環境工場	西区城山薬師2-12-1	096-329-0900

「燃えないもの」の持込先

扇田環境センター	北区真町1567	096-245-2696
----------	----------	--------------

※市の処理施設へ持ち込めるごみの情報や減免の詳しい手続き等は、市が発信する最新情報を確認してください。

大型ごみや家電4品目の収集方法については、決まり次第お知らせします。市が発信する最新情報を確認してください。



通常ごみ(日常生活で出るごみ)の出し方

1. 通常ごみは普段どおりのルールで

通常ごみ(被災していないごみ・生活ごみ)は、災害ごみと混ぜず、普段どおりのごみ出しルールを守って出してください。



2. 「燃やすごみ」以外のごみは出し控えを

びん・缶やペットボトルなどは、災害ごみの収集が落ち着くまでしばらく自宅で保管をお願いします。

※災害の程度によっては、燃やすごみ以外のごみ収集を一時的に中止することがあります。



災害の発生状況(種類や規模)などによって、ごみの出し方が変わります。実際に災害が発生した際は、市が発信する最新情報を確認してください。なお、災害時は以下の市ホームページを随時更新する予定です。

市ホームページ



市公式LINE



ごみカレンダーアプリ

App Store



Google Play



(廃棄物計画課 ☎096-328-2359)